

鳥取県公報

平成 21 年 3 月 27 日(金) 号外第 2 8 号

毎週火・金曜日発行

人

\Diamond	条	例	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び知事等の退職手当に関する条例
	- 1		の一部を改正する条例 (11) (給与室)・・・・・・・・・・・・・・・8
			鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例(12)(業務効率化室)・・・・・・・11
			鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例(13)(〃)・・・・・・・・・・・12
			鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する等の条例(14)(人権推進課)・・・13
			鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(15)(指導管理課)・・・・・・・・15
			鳥取県統計調査条例等の一部を改正する条例(16)(統計課)・・・・・・・・・20
			WAYN WITH MITTY N. 14.5. The GATT N. O.Y. N. 1. (10) (MITH MY)

━━━公布された条例のあらまし━━━

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び知事等の退職手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

知事等の給与に関する有識者会議で出された意見を踏まえ、及び他の都道府県との均衡等を考慮し、知事等 の給与の改定等を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正

ア 知事及び副知事の給料月額を次のとおり改定する。

区分	現行	改正後
知事	1,395,000円	1,244,000円
副知事	984,000円	928,000円

イ 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長及び委員の報酬月額を次のとおり改定する。

区分		現行	改正後
海区漁業調整委員会 会長		52,000円	45,000円
	委員	45,000円	38,000円
内水面漁場管理委員会 会長		45,000円	32,000円
	委員	41,000円	29,000円

ウ (3)のイに伴う所要の規定の整備を行う。

(2) 知事等の退職手当に関する条例の一部改正

知事及び副知事の退職手当の支給割合を次のとおり改定する。

区分	現行	改正後
知事	100分の30	100分の50
副知事	100分の30	100分の40

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関 の職員等の定数を改める。

2 条例の概要

(1) 次のとおり職員の定数を改める。

	定	数
区 分	改正後	現行
知事の事務部局の職員	2,996人	3,047人
一般会計支弁に係る職員	2,986人	3,034人
特別会計支弁に係る職員	10人	13人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,398人	2,433人
県立学校の職員	2,124人	2,156人
県立学校の職員以外の職員	274人	277人
企業局の職員	66人	70人
県費負担教職員	4,172人	4,247人

(2) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県行政組織条例の一部改正について

1 条例の改正理由

平成21年度中の会計管理者制度への移行に合わせ、会計に関わる業務を会計管理者に一元化することにより、円滑かつ効率的な事務処理体制を確立できるようにするため、総務部の所掌事務を見直す。

2 条例の概要

- (1) 総務部の所掌事務から庶務の集中処理に関する事項を削る。
- (2) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正等について

- 1 条例の改正等理由
 - (1) 県内に暮らすすべての者一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを推進するため、人権に関する相談 窓口を設置し、関係機関と連携しながら相談事案の解決促進のための支援を行う。
 - (2) 人権救済条例見直し検討委員会の意見等を踏まえ、(1)のとおり人権に関する相談及び解決促進のための支援を行うこととし、鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等は廃止する。
- 2 条例の概要
 - (1) 鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正
 - ア 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、県民の人権に関する各般の問題につき相談に応じる人権相談窓口を設置する。
 - イ 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談 に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、相談者への助言等 の支援を行う。
 - ウ 知事は、イの支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。
 - エ 人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
 - (2) 鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の廃止 次の条例は、廃止する。
 - ア 鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例
 - イ 鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例
 - (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。
 - イ (2)に伴い、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例について所要の規定の整備を行う。

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
 - (1) 保健師助産師看護師法の一部が改正され、知事は、戒告又は3年以内の業務の停止の処分を受けた准看護師等に対し、准看護師としての倫理の保持又は准看護師として必要な知識及び技能に関する研修(以下「准看護師再教育研修」という。)を受けるよう命ずることができることとなったこと等に伴い、准看護師再教育研修の実施等の事務に係る手数料を新たに定める。
 - (2) 教育職員免許法の一部が改正され、普通免許状及び特別免許状に10年間の有効期間が定められることに伴い、その更新等の事務に係る手数料を新たに徴収する。
 - (3) 受益と負担の公平確保のため、火薬類製造保安責任者試験の実施等の事務に係る手数料の額を改める。
- 2 条例の概要
 - (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。
 - ア 准看護師再教育研修の実施等に係る手数料

事務の区分	単位	手数料の額
-------	----	-------

(ア)	准看護師再教育研修の実施	a 戒告処分を受けた者に対す	1件につき	48,000円
		る研修		
		b 上記以外の者に対する研修	1件につき	86,000円
(イ)	准看護師再教育研修を修了	1件につき	5,600円	
(ウ)	准看護師再教育研修修了登録	1件につき	3,400円	
(工)	准看護師再教育研修修了登録	1件につき	4,100円	

イ 教育職員の普通免許状又は特別免許状の更新等に係る手数料

事務の区分	単位	手数料の額
(ア) 普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10	1件につき	3,300円
年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する免許		
状の授与		
(イ) 普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	1件につき	3,300円
(ウ) 普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	1件につき	2,000円
(エ) 旧免許状所持現職教員に対する免許状の更新講習修了の確	1件につき	3,300円
認		
(オ) 更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した旧免	1件につき	3,300円
許状所持者が免許状更新講習の課程を修了した後2年2月の期		
間内にあることについての確認		
(カ) 旧免許状所持現職教員に係る免許状更新講習の修了確認期	1件につき	2,000円
限の延期		
(キ) 旧免許状所持現職教員のうち免許状更新講習を受ける必要	1件につき	3,300円
がない者の認定		

(2) 次のとおり手数料の額を引き上げる。

	事務の区分	単位	手数米	外の額
			現行	改正後
ア	′火薬類製造保安責任者試験又は火薬類取扱保安責任者試験の	1件につき	12,000円	17,000円
実施				
1	2級建築士試験及び木造建築士試験の実施	1件につき	15,100円	16,900円

(3) 次のとおり手数料の額を引き下げる。

	事系	単位	手数米	4の額	
				現行	改正後
ア 高圧ガス	(ア) 書面によ	a 乙種化学責任者免状に係るも	1件につき	10,000円	9,000円
製造保安責	り受験願書を	Ø			
任者試験等	提出する場合	b 丙種化学責任者免状に係るも	1件につき	9,400円	8,400円
の実施		Ø			
		c 乙種機械責任者免状に係るも	1件につき	10,000円	9,000円
		Ø			
		d 第2種冷凍機械責任者免状に	1件につき	10,000円	9,000円
		係るもの			
		e 第3種冷凍機械責任者免状に	1件につき	9,400円	8,400円
		係るもの			
		f 第1種販売主任者免状に係る	1件につき	8,500円	7,600円
		もの			
		g 第2種販売主任者免状に係る	1件につき	6,700円	6,000円
		もの			

1 1/2	イ) 電子情報	a 乙種化学責任者免状に係るも	1 件につき	9,500円	8,500円
	•		THUJO	9,500[]	0,500[]
	処理組織によ	0			
	り受験願書を	b 丙種化学責任者免状に係るも	1件につき	8,900円	7,900円
	提出する場合	Ø			
		c 乙種機械責任者免状に係るも	1件につき	9,500円	8,500円
		O			
		d 第2種冷凍機械責任者免状に	1件につき	9,500円	8,500円
		係るもの			
		e 第3種冷凍機械責任者免状に	1件につき	8,900円	7,900円
		係るもの			
		f 第1種販売主任者免状に係る	1件につき	8,000円	7,100円
		もの			
		g 第2種販売主任者免状に係る	1件につき	6,200円	5,500円
		もの			
イ 液化石油 (ご	ア) 書面により)受験願書を提出する場合	1件につき	23,000円	20,700円
ガス設備士(~	イ) 電子情報処	処理組織により受験願書を提出する	1件につき	22,500円	20,200円
試験の実施	場合				
ウ 狩猟免許 (ご	ア) 第1種銃	a 既に狩猟免許を有している者	1件につき	4,000円	3,900円
の交付等に	猟免許又は第	等			
係る事務	2種銃猟免許	b a以外の者	1件につき	5,300円	5,200円
	の交付				
(-	イ) 狩猟免状の	の再交付	1件につき	1,100円	1,000円
('	ウ) 狩猟免許の	の更新	1件につき	2,900円	2,800円
(=	エ) 狩猟者の3	登録	1件につき	1,900円	1,800円

- (4) 介護サービス情報の調査に係る手数料等を定めた規定中、当該事務の根拠となる介護保険法の条項を改 める。
- (5) 教育職員の特別免許状及び臨時免許状の授与に係る手数料を定めた規定中、当該事務の根拠となる教育 職員免許法の条項を改める。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日は、次に定めるものを除き、平成21年4月1日とする。
 - ア (3)のウ 平成21年4月16日
 - イ (4) 平成21年5月1日

鳥取県統計調査条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

統計法の全部改正に伴い、県においても、県統計調査の対象者の秘密を保護しつつ、統計作成の効率化と県 統計調査の記入者の負担の軽減を図るため、知事等が実施する統計調査によって収集した調査票情報の二次利 用、公的機関の求めによる統計の作成等及び一般からの委託に応じた統計の作成等ができるものとするととも に、個人等の情報の保護と県統計調査に対する公共の信用を確保するため、いわゆる「かたり調査」を禁止す る等の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県統計調査条例の一部改正

ア	目的	統計法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の		
		利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経		
		済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。		

イ 県統計調査と誤認	県統計調査であると人を誤認させるよう	な表示又は説明をし	て、個人又は法人等			
させる調査の禁止	 の情報を取得しようとする、いわゆる「か	たり調査」をしては	ならない。			
ウ 結果の公表	知事等は、県統計調査の結果を、速やか	に、インターネット	の利用その他適切な			
	方法により公表しなければならないものと	する。				
エ 調査実施機関にお	(ア) 知事等は、知事等に置かれた内部	 組織であって、県統	計調査に係る事務の			
ける調査票情報の二	処理について最終的に意思を決定し、当該県統計調査を行ったもの(以下「調					
次利用	 査実施機関」という。)の職員に、当	該県統計調査に係る	調査票情報を、規則			
	│ │ で定めるところにより、当該県統計調	査の目的以外の目的	のために利用させ、			
	 統計の作成又は統計的研究(以下「統	計の作成等」という。	,)を行わせること			
	ができるものとする。					
	 (イ) 知事等は、(ア)によりその行った	(イ) 知事等は、(ア)によりその行った県統計調査の目的以外の目的のために当				
	 該県統計調査に係る調査票情報を利用					
	 の目的及び統計の作成等の結果をイン	ターネットの利用その	の他適切な方法によ			
	り公表しなければならないものとする	0				
オー公的機関の求めに	(ア) 知事等は、その業務の遂行に支障	<u>.</u> のない範囲内におい	 て、規則で定めると			
よる統計の作成等	 ころにより、次に掲げる者からの求め	に応じ、調査実施機	関に、その行った県			
	│ │ 統計調査に係る調査票情報を利用した	統計の作成等を行わ [・]	せることができるも			
	のとする。					
	a 知事等に置かれた内部組織のうち	調査実施機関以外の	もの			
	b 国の行政機関、他の地方公共団(本、地方独立行政法。	人、地方住宅供給公			
	社、地方道路公社及び土地開発公社					
	(イ) (ア)により統計の作成等を行わせ	たときは、エの(イ)	と同様に結果の公表			
	を義務付けるものとする。					
カ 委託による統計の	(ア) 知事等は、その業務の遂行に支障	のない範囲内におい	て、学術研究の発展			
作成等	に資すると認める場合その他の規則で定める場合には、規則で定めるところに					
	より、一般からの委託に応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報を利用					
	して、統計の作成等を行うことができることとする。					
	この場合、統計の作成等を知事等に	この場合、統計の作成等を知事等に委託する者から、次のとおり手数料を徴				
	収する。	_				
	区分	手数料	斗の額			
	統計の作成等のうち統計表の作成	51,000円に統計表	長1表につき20,400			
	を職員が行う場合	円を加えた額その他	要した費用			
	上記以外の場合	知事等が統計の作	作成等その他委託に			
		係る業務に要する費				
	(イ) (ア)により統計の作成等を行わせ	たときは、遅滞なく、	、エの(イ)と同様の			
	方法によりその旨及び利用の目的の公	表を義務付けるもの	とする。			
キ 罰則の追加及び変	(ア) 罰則の追加					
更等	対象行為者	罰!	則			
	イの違反者(行為未遂者も含む。)	2年以下の懲役又は	100万円以下の罰金			
	(イ) 罰則の変更					
	対象行為者	改正前	改正後			
	県統計調査の報告を求められた者の報	=	20万円以下の罰金 			
	告を妨げた者	くは禁錮又は10万円				
	県統計調査に関する業務に従事する者	以下の罰金				
	で当該県統計調査の結果をして真実に反					

		するものたらしめる行為をした者		
		県統計調査の報告を拒み、又は虚偽の		10万円以下の罰金
		報告をした者		
		立入検査等を拒み、妨げ又は忌避等を		
		した者		
ク	その他の改正	職員等の調査票情報の取扱いに係る規定を	:削除 (統計法の罰則	則が適用)

(2) 鳥取県個人情報保護条例の一部改正

統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴う適用除外規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成21年7月1日とする(1)のキの(ア)を除き、同年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここ に公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第11号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改	正	前
-------	---	---	---

附 則

1~9 略

(引き続き知事等である者の退職手当の特例)

10 施行日の前日から引き続き附則第5項の規定によ 10 施行日の前日から引き続き附則第5項の規定によ る改正前の知事等の退職手当に関する条例(以下こ の項において「旧条例」という。) 第2条に掲げる 職員である者が施行日から平成21年3月31日までの 間に退職した場合に支給する退職手当の額は、次に 掲げる額の合計額(退職した日が施行日の属する月 である場合には、第1号に掲げる額)とする。

(1)及び(2) 略

別表第1(第2条、第4条関係)

[区分		州又は給料の額
知事		月額	1,244,000円
副知事		月額	928,000円
略			
海区漁業調	会長	月額	45,000円
整委員会の	委員	月額	38,000円
委員			
内水面漁場	会長	月額	32,000円
管理委員会	委員	月額	29,000円
の委員			
略			

附 則

1~9 略

(引き続き知事等である者の退職手当の特例)

る改正前の知事等の退職手当に関する条例(以下こ の項において「旧条例」という。)第2条に掲げる 職員である者が施行日後に退職した場合に支給する 退職手当の額は、次に掲げる額の合計額(退職した 日が施行日の属する月である場合には、第1号に掲 げる額)とする。

(1)及び(2) 略

別表第1(第2条、第4条関係)

[区分		又は給料の額
知事		月額	1,395,000円
副知事		月額	984,000円
略			
海区漁業調	会長	月額	52,000円
整委員会の	委員	月額	45,000円
委員			
内水面漁場	会長	月額	45,000円
管理委員会	委員	月額	41,000円
の委員			
略			

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改正後

改正前

(知事等の退職手当)

- 職の日におけるその者の給料月額に知事等としての 勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げ 額とする。
 - <u>(1)</u> 知事 <u>100分の</u>50
 - (2) 副知事 100分の40
 - (3) 出納長 100分の30
 - (4) 病院事業の管理者 100分の30
 - <u>(5)</u> 常勤の監査委員 100分の20
 - <u>(6)</u> 教育長 100分の30
- 2 略
- 3 前項の規定による在職期間の計算は、知事等とな 3 前項の規定による在職期間の計算は、知事等とな った日から退職した日までの月数による。この場合 における月数は、暦に従って計算し、1月に満たな い端数を生じたときは、1月とする。

(知事等の退職手当)

第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退|第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退 職の日におけるその者の給料月額に、知事等として の勤続期間に応じ、1月につき100分の30(常勤の る区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た │ 監査委員にあっては100分の20)を乗じて得た額と する。

2 略

った日から退職した日までの月数による。この場合 において、1月に満たない端数を生じたときは、1 月とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- (引き続き知事等である者の退職手当の特例)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き第2条の規定による改正前の知事等の 退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第2条に掲げる職員である者が施行日以後に退職した場合 に支給する退職手当の額は、次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 平成19年4月1日の前日から引き続き知事等である者 次に掲げる額の合計額
 - ア 平成19年4月までの在職期間について第2条の規定による改正後の知事等の退職手当に関する条例(以 下「新条例」という。)第3条第3項の規定により算出した月数に応じ、平成19年4月1日におけるその 者の給料月額に、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例附則第5項の規定による改正前の知事等の 退職手当に関する条例第3条第1項の規定による支給割合を乗じて得た額
 - イ 施行日の前日までの在職期間について新条例第3条第3項の規定により算出した月数からアに掲げる月 数を控除した月数に応じ、施行日の前日におけるその者の給料月額に、旧条例第3条第1項の規定による 支給割合を乗じて得た額
 - ウ その者が退職した日までの在職期間について新条例第3条第3項の規定により算出した月数からア及び イに掲げる月数を控除した月数に応じ、退職した日における給料月額に、同条第1項の規定による支給割 合を乗じて得た額

- (2) 前号に掲げる者以外の者 次に掲げる額の合計額
 - ア 施行日の前日までの在職期間について、新条例第3条第3項の規定により算出した月数に応じ、施行日 の前日におけるその者の給料月額に、旧条例第3条第1項の規定による支給割合を乗じて得た額
 - イ その者が退職した日までの在職期間について新条例第3条第3項の規定により算出した月数からアに掲 げる月数を控除した月数に応じ、退職した日における給料月額に、同条第1項の規定による支給割合を乗 じて得た額

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第12号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前
(定数)	(定数)
第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	第2条 職員の定数は、次のとおりとする。
(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,996人</u>	(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,047人</u>
ア 一般会計支弁に係る職員 2,986人	ア 一般会計支弁に係る職員 3,034人
イ 特別会計支弁に係る職員 <u>10人</u>	イ 特別会計支弁に係る職員 <u>13人</u>
(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機	(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機
関の職員 <u>2,398人</u>	関の職員 <u>2,433人</u>
ア 県立学校の職員 <u>2,124人</u>	ア 県立学校の職員 <u>2,156人</u>
イ アに掲げる職員以外の職員 <u>274人</u>	イ アに掲げる職員以外の職員 <u>277人</u>
(3)~(7) 略	(3)~(7) 略
(8) 企業局の職員 <u>66人</u>	(8) 企業局の職員 <u>70人</u>
(9) 略	(9) 略
(10) 県費負担教職員 <u>4,172人</u>	(10) 県費負担教職員 <u>4,247人</u>
2 略	2 略
7/4 Bil	

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第13号

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄 中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号 とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
(総務部の所掌事務) 第4条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)~(9) 略 (10) 略	(総務部の所掌事務) 第4条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)~(9) 略 (10) 庶務の集中処理に関する事項 (11) 略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第14号

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する等の条例

(鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正)

第1条 鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する 同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場 合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を 加える。

(基本方針)第5条 略 (人権に関する相談) 第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する者般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。 (1) 相談者への助言 (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介(3)関係機関と上に行う。の紹介(3)関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。	7L - 7.00	1. T 4
第5条 略 (人権に関する相談) 第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。 (1) 相談者への助言(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介(3) 関係機関と連携した相談者の支援(4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。	改 正 後	改 正 前
第5条 略 (人権に関する相談) 第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。 (1) 相談者への助言(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介(3) 関係機関と連携した相談者の支援(4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。		
(人権に関する相談) 第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。 (1) 相談者への助言(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介(3) 関係機関と連携した相談者の支援(4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。		(,
第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。 (1) 相談者への助言(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介 (3) 関係機関と連携した相談者の支援 (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののぼか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。	第5条 略	第 5 条 略
第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。 (1) 相談者への助言(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介 (3) 関係機関と連携した相談者の支援 (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののぼか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。		
	<u>(人権に関する相談)</u>	
につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。 (1) 相談者への助言(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介(3) 関係機関と連携した相談者の支援 (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。	第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するた	
下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。 (1) 相談者への助言 (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介 (3) 関係機関と連携した相談者の支援 (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。	め、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題	
をいう。以下同じ。)を設置する。 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。 (1) 相談者への助言 (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介 (3) 関係機関と連携した相談者の支援 (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。	につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以	
2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。 (1) 相談者への助言 (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介 (3) 関係機関と連携した相談者の支援 (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。	下「相談者」という。)への支援を行うための窓口	
を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。 (1) 相談者への助言 (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介 (3) 関係機関と連携した相談者の支援 (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。	<u>をいう。以下同じ。)を設置する。</u>	
談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。 (1) 相談者への助言 (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介 (3) 関係機関と連携した相談者の支援 (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。	2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談	
 的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。 (1) 相談者への助言 (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介 (3) 関係機関と連携した相談者の支援 (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。 	を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相	
援を行うものとする。 (1) 相談者への助言 (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権 に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う 機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関 係機関」という。)の紹介 (3) 関係機関と連携した相談者の支援 (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関 との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営 に関し必要な事項は、規則で定める。	談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主	
(1) 相談者への助言 (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権 に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う 機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関 係機関」という。)の紹介 (3) 関係機関と連携した相談者の支援 (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関 との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営 に関し必要な事項は、規則で定める。	<u>的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支</u>	
(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権 に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う 機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関 係機関」という。)の紹介 (3) 関係機関と連携した相談者の支援 (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関 との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営 に関し必要な事項は、規則で定める。	援を行うものとする。	
に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う 機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介 (3) 関係機関と連携した相談者の支援 (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営 に関し必要な事項は、規則で定める。	<u>(1)</u> 相談者への助 <u>言</u>	
機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介 (3) 関係機関と連携した相談者の支援 (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。	(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権	
係機関」という。)の紹介 (3) 関係機関と連携した相談者の支援 (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。	に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う	
(3) 関係機関と連携した相談者の支援 (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 (3) 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関 との緊密な連携の確保に努めるものとする。 (4) 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営 に関し必要な事項は、規則で定める。	機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関	
(4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。 	係機関」という。)の紹介	
選 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。	(3) 関係機関と連携した相談者の支援	
3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関 との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営 に関し必要な事項は、規則で定める。	(4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支	
との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営 に関し必要な事項は、規則で定める。	援	
との緊密な連携の確保に努めるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営 に関し必要な事項は、規則で定める。	 <u>3</u> 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関	
に関し必要な事項は、規則で定める <u>。</u>	との緊密な連携の確保に努めるものとする。	
に関し必要な事項は、規則で定める <u>。</u>	4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営	
(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会) (鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)	 (鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)	 (鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

<u>第7条</u>	略	<u>第6条</u>	略	
第8条	略	第7条	略	

号外第28号

鳥 取 県 公 報

(鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

平成21年3月27日 金曜日

- (1) 鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例(平成17年鳥取県条例第94号)
- (2) 鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例(平成18年鳥取県条例第8号) 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- (鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)
- 2 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。 附則中第8項及び第9項を削り、第10項を第8項とする。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第15号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正 後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後

(手数料の徴収)

他の行為により当該事務をすることを求める者か ら、当該各号の事務に応じて別に定める期限まで に、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)~(13の2) 略

(13の3) 介護保険法第115条の35第2項の規定に 基づく介護サービス情報の調査 次の表の左欄に 掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める

略

(13の4) 介護保険法第115条の35第3項の規定に 基づく介護サービス情報及びその調査結果の公表 1件につき9,500円

(14)~(19) 略

(19の2) 保健師助産師看護師法第15条の2第2項 の規定に基づく准看護師再教育研修の実施 次に 掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 戒告処分を受けた者に対する准看護師再教育 研修 1件につき48,000円
- イ アに規定する者以外の者に対する准看護師再 教育研修 1件につき86,000円
- (19の3) 保健師助産師看護師法第15条の2第4項 の規定に基づく准看護師再教育研修を修了した旨 の登録 1件につき5,600円
- (19の4) 保健師助産師看護師法第16条に規定する 再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付 次 に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 再教育研修修了登録証の書換交付 1件につ

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その 他の行為により当該事務をすることを求める者か ら、当該各号の事務に応じて別に定める期限まで に、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

改正前

(1)~(13の2) 略

(手数料の徴収)

(13の3) 介護保険法第115条の29第2項の規定に 基づく介護サービス情報の調査 次の表の左欄に 掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める

略

(13の4) 介護保険法<u>第115条の29第3項</u>の規定に 基づく介護サービス情報及びその調査結果の公表 1件につき9,500円

(14)~(19) 略

き3,400円

- イ 再教育研修修了登録証の再交付 1件につき
- (20)~(22) 略
- (23) 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令 第386号)第6条第2項(同令附則第2項におい て準用する場合を含む。)の規定に基づく准看護 師免許証、保健婦免状又は看護婦免状の書換交付 1件につき3,400円
- (24)~(131) 略
- (132) 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく 火薬類製造保安責任者試験等の実施又は火薬類製 造保安責任者免状等の交付 次に掲げる区分に応 じ、それぞれに定める額
 - ア 火薬類製造保安責任者試験又は火薬類取扱保 安責任者試験の実施 1件につき17,000円

イ 略

(133)~(144) 略

- (145) 高圧ガス保安法第31条第2項(高圧ガス保 安法施行令第18条第2項の規定により処理する場 合を含む。)の規定に基づく高圧ガス製造保安責 任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それ ぞれに定める額
 - ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき 9,000円(行政手続等における情報通信の技術 の利用に関する法律(平成14年法律第151号) 第3条第1項の規定により同項に規定する電子 情報処理組織を使用して受験願書を提出する場 合(以下この号及び第173号において「電子情 報処理組織により受験願書を提出する場合」と いう。) にあっては、1件につき8,500円)
 - イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき 8,400円(電子情報処理組織により受験願書を 提出する場合にあっては、1件につき7,900 円)
 - ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき 9,000円 (電子情報処理組織により受験願書を 提出する場合にあっては、1件につき8,500
 - エ 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件 につき9,000円(電子情報処理組織により受験 願書を提出する場合にあっては、1件につき 8,500円)
 - オ 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件 につき8,400円(電子情報処理組織により受験

- (20)~(22) 略
- (23) 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令 第386号)第6条第2項(同令附則第2項におい て準用する場合を含む。)の規定に基づく准看護 師免許証、保健婦免状又は看護婦免状の書換え交 付 1件につき3,400円

(24)~(131) 略

- (132) 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく 火薬類製造保安責任者試験等の実施又は火薬類製 造保安責任者免状等の交付 次に掲げる区分に応 じ、それぞれに定める額
 - ア 火薬類製造保安責任者試験又は火薬類取扱保 安責任者試験の実施 1件につき12,000円

イ 略

(133)~(144) 略

- (145) 高圧ガス保安法第31条第2項(高圧ガス保 安法施行令第18条第2項の規定により処理する場 合を含む。)の規定に基づく高圧ガス製造保安責 任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それ ぞれに定める額
 - ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき 10,000円(行政手続等における情報通信の技術 の利用に関する法律(平成14年法律第151号) 第3条第1項の規定により同項に規定する電子 情報処理組織を使用して受験願書を提出する場 合(以下この号及び第173号において「電子情 報処理組織により受験願書を提出する場合」と いう。) にあっては、1件につき9,500円)
 - イ 丙種化学責任者免状に係るもの 1件につき 9,400円(電子情報処理組織により受験願書を 提出する場合にあっては、1件につき8,900 円)
 - ウ 乙種機械責任者免状に係るもの 1件につき 10,000円(電子情報処理組織により受験願書を 提出する場合にあっては、1件につき9,500
 - エ 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件 につき10,000円(電子情報処理組織により受験 願書を提出する場合にあっては、1件につき 9,500円)
 - オ 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの 1件 につき9,400円(電子情報処理組織により受験

願書を提出する場合にあっては、1件につき 7,900円)

- カ 第1種販売主任者免状に係るもの 1件につ き7,600円(電子情報処理組織により受験願書 を提出する場合にあっては、1件につき7,100 円)
- キ 第2種販売主任者免状に係るもの 1件につ き6,000円(電子情報処理組織により受験願書 を提出する場合にあっては、1件につき5,500

(146)~(172) 略

(173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に 基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につ き20,700円(電子情報処理組織により受験願書を 提出する場合にあっては、1件につき20,200円)

(174)~(233の3) 略

(234) 鳥獣保護法第39条第1項の規定に基づく狩 猟免許の交付 次の表の左欄に掲げる区分に応 じ、それぞれ同表の右欄に定める額

	区分	金額
1	略	略
2	第1種銃猟免許又は第2種銃猟	
	免許	
	(1) 鳥獣保護法第49条各号に掲	1件につき
	げる者	<u>3,900円</u>
	(2) その他の者	1件につき
		<u>5,200円</u>

- (234の2) 鳥獣保護法第46条第2項の規定に基づ く狩猟免状の再交付 1件につき1,000円
- (235) 鳥獣保護法第51条第3項の規定に基づく狩 猟免許の更新 1件につき2,800円
- (236) 鳥獣保護法第55条第1項の規定に基づく狩 猟者の登録 1件につき1,800円

(237)~(301) 略

(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士 試験及び木造建築士試験の実施 1件につき 16,900円

(303)~(315) 略

(316) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第 5条第1項又は第16条の2第1項の規定に基づく 教育職員の普通免許状の授与(同法第5条第2項 の規定による普通免許状に係る所要資格を得た日 の翌日から起算して10年を経過する日の属する年 度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与 <u>を含む。)</u> 1件につき3,300円

- 願書を提出する場合にあっては、1件につき 8,900円)
- カ 第1種販売主任者免状に係るもの 1件につ き8,500円(電子情報処理組織により受験願書 を提出する場合にあっては、1件につき8,000 円)
- キ 第2種販売主任者免状に係るもの 1件につ き6,700円(電子情報処理組織により受験願書 を提出する場合にあっては、1件につき6,200

(146)~(172) 略

(173) 液化石油ガス法第38条の5第2項の規定に 基づく液化石油ガス設備士試験の実施 1件につ き23,000円(電子情報処理組織により受験願書を 提出する場合にあっては、1件につき22,500円)

(174)~(233の3) 略

(234) 鳥獣保護法第39条第1項の規定に基づく狩 猟免許の交付 次の表の左欄に掲げる区分に応 じ、それぞれ同表の右欄に定める額

	区分	金額
1 🛭	各	略
2 3	第1種銃猟免許又は第2種銃猟	
免詢	午	
(1) 鳥獣保護法第49条各号に掲	1件につき
ľ	げる者	<u>4,000円</u>
(2) その他の者	1件につき
		5,300円

- (234の2) 鳥獣保護法第46条第2項の規定に基づ く狩猟免状の再交付 1件につき1,100円
- (235) 鳥獣保護法第51条第3項の規定に基づく狩 猟免許の更新 1件につき2,900円
- (236) 鳥獣保護法第55条第1項の規定に基づく狩 猟者の登録 1件につき1,900円

(237)~(301) 略

(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士 試験及び木造建築士試験の実施 1件につき 15,100円

(303)~(315) 略

(316) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第 5条第1項又は第16条の2第1項の規定に基づく 教育職員の普通免許状の授与 1件につき3,300

- (317) 教育職員免許法第5条第3項の規定に基づ (317) 教育職員免許法第5条第2項の規定に基づ く教育職員の特別免許状の授与 1件につき 3.300円
- (318) 教育職員免許法第5条第6項の規定に基づ く教育職員の臨時免許状の授与 1件につき 1,700円

(318の2)及び(319) 略

- (319の2) 教育職員免許法第9条の2第1項の規 定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間 の更新 1件につき3,300円
- (319の3) 教育職員免許法第9条の2第5項の規 定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間 の延長 1件につき2,000円
- (320) 教育職員免許法第15条の規定に基づく教育 職員の免許状の<u>書換交付</u>又は再交付 次に掲げる 区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 免許状の書換交付 1件につき870円 イ 略
- (320の2) 教育職員免許法及び教育公務員特例法 の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。以 下第320号の5までにおいて「平成19年改正法」 という。) 附則第2条第2項の規定に基づく更新 講習修了確認 1件につき3,300円
- (320の3) 平成19年改正法附則第2条第3項第3 号の規定に基づく更新講習修了確認を受けずに修 了確認期限を経過した旧免許状所持者が免許状更 新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める 2年以上の期間内にあることについての確認 1 件につき3,300円
- (320の4) 平成19年改正法附則第2条第4項の規 定に基づく修了確認期限の延期 1件につき 2,000円
- (320の5) 平成19年改正法附則第2条第5項の規 定に基づく免許状更新講習を受ける必要がない者 の認定 1件につき3,300円

(321)~(328) 略

- 定める者に納めなければならない。この場合におい ては、当該手数料は、その者の収入とする。
- (1)~(4) 略
- (5) 介護保険法第115条の36第1項の規定により 知事の指定する者に介護サービス情報の調査の実 施に関する事務を行わせる場合における前項第13 号の3の手数料 介護サービス情報の調査の実施 に関する事務を行う者

- く教育職員の特別免許状の授与 1件につき
- (318) 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づ く教育職員の臨時免許状の授与 1件につき 1,700円

(318の2)及び(319) 略

- (320) 教育職員免許法第15条の規定に基づく教育 職員の免許状の書換え交付又は再交付 次に掲げ る区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 免許状の書換え交付 1件につき870円

(321)~(328) 略

- 2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に 2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に 定める者に納めなければならない。この場合におい ては、当該手数料は、その者の収入とする。
 - (1)~(4) 略
 - (5) 介護保険法第115条の30第1項の規定により 知事の指定する者に介護サービス情報の調査の実 施に関する事務を行わせる場合における前項第13 号の3の手数料 介護サービス情報の調査の実施 に関する事務を行う者

平成21年3月27日	金曜日	鳥	取
------------	-----	---	---

号外第28号

(6)~(16)	略	(6)~(16)	略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項第234号から第236号までの改正 平成21年4月16日
- (2) 第2条第1項第13号の3及び第13号の4並びに同条第2項第5号の改正 平成21年5月1日

鳥取県統計調査条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第16号

鳥取県統計調査条例等の一部を改正する条例

(鳥取県統計調査条例の一部改正)

第1条 鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」とい う。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動 後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条 項が存在しない場合には、当該移動条項(以下この条において「削除条項」という。)を削り、移動後条項に 対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条項を除く。以下この条において「改正部 分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条項を除く。 以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分 が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

> 改正後 改正前

(目的)

第1条 この条例は<u>、統計法(平成19年法律第53号。</u> | 第1条 この条例は<u>県勢の実態を明かにするため統計</u> 以下「法」という。)及びこれに基づく命令に定め るもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に 関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運 営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生 活の向上に寄与することを目的とする。

調査(以下調査という。)を行い、適確公正な県行 政の運営を計る基礎資料を得ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「県統計調査」とは、知事 その他の執行機関(以下「知事等」という。)が統 計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に 対し事実の報告を求めることにより行う調査をい う。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) 知事等がその内部において行うもの
 - (2) 法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令 において、市町村に対し、報告を求めることが規 定されているもの
 - (3) 国の行政機関(法第2条第1項に規定する行 政機関をいう。以下同じ。) その他の者からの委 託を受けて行うもの

- (4) 鳥取県警察において警察法(昭和29年法律第 162号)第36条第2項の規定による責務を遂行す るために行う事務に関して行うもの
- 2 この条例において「調査票情報」とは、県統計調 査によって集められた情報のうち、文書、図画又は 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知 覚によっては認識することができない方式で作られ た記録をいう。)に記録されているものをいう。

(県統計調査の実施)

- 施内容は、規則で定める。
- 2 県統計調査に従事する職員は、知事等の発行する 職務に関する身分を示す証明書を携帯し、当該県統 計調査の実施に際しては、関係者にこれを提示しな ければならない。

第3条 この条例によって行う県統計調査及びその実 第2条 この条例によって行う調査は、規則で定める もののほか、これを告示する。

(報告義務)

- ついて、個人又は法人その他の団体に対し報告を求した命ずることができる。 めることができる。
- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを 拒み、又<u>は虚偽の報告をしてはならない。</u>
- 3 第1項の規定により報告を求められた者が、未成 年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する 者を除く。) 又は成年被後見人である場合において は、その法定代理人が本人に代わって報告する義務 を負う。

第4条 知事等は、県統計調査のために必要な事項に 第3条 知事は調査のため、人又は法人に対して申告

(統計調査員)

- 第5条 知事は、その行う県統計調査の実施のため必|第4条 知事はその行う調査のため必要があるとき 要があるときは、統計調査員(以下「調査員」とい は、調査区を設定し調査員を置くことができる。 う。)を置くことができる。
- 2 調査員は、知事の指揮監督を受けて調査票の配 布、取集その他県統計調査に関する事務に従事す る。
- 第5条 調査員は、知事の指揮監督を受けて担当区域 内の調査に関する諸般の事務に従事する。
- 第6条 調査に従事する地方公共団体の職員又は調査 員は、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質 問をすることができる。この場合には、知事の発行 する職務に関する証票を示さなければならない。

(立入検査等)

- 第6条 知事等は、その行う県統計調査の正確な報告 を求めるため必要があると認めるときは、当該県統 計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関 し資料の提出を求め、又は当該県統計調査に従事す る職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その 他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる ことができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、知事等 の発行する職務に関する身分を示す証明書を携帯 し、関係者の請求があったときは、これを提示しな ければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認 められたものと解釈してはならない。
- 第7条 調査の結果知り得た人、法人又はその他の団 体の秘密に属する事項についてはこれを他に漏らし 又は窃用してはならない。
- 第8条 調査のために集められた調査票を、統計上の 目的以外にこれを使用し又は使用させてはならな い。

(県統計調査と誤認させる調査の禁止)

第7条 何人も、県統計調査の報告の求めであると人 を誤認させるような表示又は説明をすることによ り、当該求めに対する報告として、個人又は法人そ の他の団体の情報を取得してはならない。

(結果の公表)

第8条 知事等は、県統計調査の結果を、速やかに、 インターネットの利用その他適切な方法により公表 しなければならない。

(調査実施機関における調査票情報の二次利用)

- 第9条 知事等は、知事等に置かれた内部組織であっ て、県統計調査に係る事務の処理について最終的に 意思を決定し、当該県統計調査を行ったもの(以下 「調査実施機関」という。)の職員に、当該県統計 調査に係る調査票情報を、規則で定めるところによ り、当該県統計調査の目的以外の目的のために利用 させ、統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作 成等」という。)を行わせることができる。
- 2 知事等は、前項の規定によりその行った県統計調 査の目的以外の目的のために当該県統計調査に係る

調査票情報を利用させたときは、遅滞なく、その 旨、利用の目的及び統計の作成等の結果をインター ネットの利用その他適切な方法により公表しなけれ ばならない。

(公的機関の求めによる統計の作成等)

- 第10条 知事等は、その業務の遂行に支障のない範囲 内において、規則で定めるところにより、次に掲げ る者からの求めに応じ、調査実施機関に、その行っ た県統計調査に係る調査票情報を利用した統計の作 成等を行わせることができる。
 - (1) 知事等に置かれた内部組織のうち調査実施機 関以外のもの
 - (2) 国の行政機関、他の地方公共団体、地方独立 行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び 土地開発公社
- 2 知事等は、前項の規定により統計の作成等を行わ せたときは、遅滞なく、その旨、利用の目的及び統 計の作成等の結果をインターネットの利用その他適 切な方法により公表しなければならない。

(委託による統計の作成等)

- 第11条 知事等は、その業務の遂行に支障のない範囲 内において、学術研究の発展に資すると認める場合 その他の規則で定める場合には、規則で定めるとこ ろにより、一般からの委託に応じ、その行った県統 計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等 を行うことができる。
- 2 知事等は、前項の規定により統計の作成等を行わ せたときは、遅滞なく、その旨及び利用の目的をイ ンターネットの利用その他適切な方法により公表し なければならない。

(手数料)

- 第12条 前条の規定により統計の作成等を知事等に委 託する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める額を手数料として県に納めなけれ <u>ばならない</u>。
 - (1) 統計の作成等のうち統計表の作成のみを知事 等に委託する場合であって、委託を受けた知事等 が当該統計表の作成を調査実施機関の職員に行わ せるとき 次に掲げる額の合計額
 - ア 5万1,000円に統計表1表につき2万400円を 加えた額
 - イ 統計成果物(委託により作成した統計表をい

- う。以下この号において同じ。)の提供に関す <u>る次に掲げる方法の区分に応じ、それぞれに定</u> める額
- (ア) 光ディスク(日本工業規格 X 0606 及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光デ ィスクの再生装置で再生することが可能なも のに限る。)に複写したものの交付 1枚に つき50円
- (イ) 光ディスク(日本工業規格 X 6241に適合 する直径120ミリメートルの光ディスクの再 生装置で再生することが可能なものに限 る。) に複写したものの交付 1枚につき90
- ウ 統計成果物の送付に要する費用(当該送付を 求める場合に限る。)
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 知事等が統計 の作成等その他委託に係る業務に要する費用とし て定める額

(規則への委任)

第13条 略

第9条 略

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを 6月以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金 に処する。
 - (1) 第3条の規定により申告を命ぜられた場合申 告せず、又は虚偽の申告をした者
 - (2) 第3条の規定により申告を命ぜられた調査に つき申告を妨げた者
 - (3) 第6条の規定による調査資料を提供せず、若 しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し 虚偽の陳述をした者
 - (4) この調査に従事する者又はその他の者で調査 の結果を真実に反するものとしてしまう行為をし た者
 - (5) この調査に従事する者又はこの調査の職に在 った者で第7条の規定に違反した者

(罰則)

- 第14条 第7条の規定に違反して、県統計調査の報告 の求めであると人を誤認させるような表示又は説明 をすることにより、当該求めに対する報告として、 個人又は法人その他の団体の情報を取得した者は、 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の罪の未遂は、罰する。

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円 以下の罰金に処する。
 - (1) 第4条に規定する県統計調査の報告を求めら れた者の報告を妨げた者
 - (2) 県統計調査に関する業務に従事する者で当該 県統計調査の結果をして真実に反するものたらし める行為をした者
- 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円 以下の罰金に処する。
 - (1) 第4条の規定に違反して、県統計調査の報告 を拒み、又は虚偽の報告をした者
 - (2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせ ず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規 定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若 しくは同項の規定による質問に対して答弁をせ ず、若しくは虚偽の答弁をした者

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する 同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場 合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以 下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動 後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」 という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除 く。)に改める。

改正後 改正前

(適用除外)

いては、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項 に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定す る一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人 情報
- (2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団 データベースに含まれる個人情報
- (3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に 届け出られた統計調査(同法附則第7条第2項の 規定により、同法第24条第1項の規定により届け

(適用除外)

- 第38条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報につ|第38条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報につ いては、適用しない。
 - (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定 する指定統計を作成するために集められた個人情 報
 - (2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に 届け出られた統計調査によって集められた個人情 報

出られた統計調査とみなされたものを含む。)に 係る調査票情報に含まれる個人情報

- (3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の 規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同 法第4条第2項に規定する申請書に記載された専 ら統計を作成するために用いられる事項に係る部 分に限る。)の徴集によって得られた個人情報
- (4) 鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第 7号)に基づく統計調査によって集められた個人 情報
- (4) 統計法第2条第1項に規定する行政機関(以 下この号において「行政機関」という。)が同法 第29条第1項の規定に基づき他の行政機関から提 供を受けた同法第2条第10項に規定する行政記録 情報に含まれる個人情報

(5) 略

2 略

(5) 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県統計調査条例第10条を削り、同条例 第9条を同条例第13条とし、同条の次に3条を加える改正(第14条に係る部分に限る。)は、同年7月1日か ら施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正については、当該改正)の施行前にした行為に対する罰則の適用に ついては、なお従前の例による。